

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和元年10月18日 18時50分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市 <sup>たか</sup> 高島南西方沖 <sup>ひやっけんそわい</sup> 百間礁灯標から真方位119°400m付近 (概位 北緯34°25.2′ 東経133°30.0′)
事故の概要	旅客船きぼうは、北進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和元年11月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 きぼう、18トン
船舶番号、船舶所有者等	273-11719岡山、岡山県笠岡市
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 ロープに切損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東北東、風力 2、視界 不良 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、最終便の運航を終え、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、笠岡市高島港に向け、約18ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により北進中、船長が、船首方に見えた灯光を‘高島港に向けて左転する目印としている禁漁区を示すブイの灯光’(以下「禁漁区の灯光」という。)と思い、その手前で左舵を取ったところ、のり養殖施設(以下「本件施設」という。)に進入して停止した。</p> <p>船長は、本件施設の存在を知っていたものの、雨が降って視界が悪く、船首方の灯光が見えにくい状況だったので、禁漁区の灯光と本件施設の南東端に設置された灯光を見間違えたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故時、慣れた海域であったので、目視のみで航行していた。</p>
分析	本船は、雨で視界が悪い状況下、約18knの速力で北進中、船長が、目視のみで見張りに当たり、本件施設南東端の灯光を禁漁区の灯光と誤って左転したことから、本件施設に進入し、本件施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、雨で視界が悪い状況下、本船が約18knの速力で北進中、船長が、目視のみで見張りに当たり、本件施設南東端の灯光を禁漁区の灯光と誤って左転したため、本件施設に進入したことによ

	り発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 視界が悪い状況においては、レーダーやGPSプロッターを活用して船位の確認を行うとともに、速力を落としてより慎重に操船に当たること。</li></ul>